

1 か月児健康診査の実施について（お願い）

平素は、度会町の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

度会町では、育児支援として令和6年度より「1 か月児健康診査」を実施することになりました。

伊勢地区以外の医療機関で受診される場合は、償還払い制度にて健診費用の助成をおこないません。

度会町に住所を有するものが、「1 か月児健康診査」を受診された場合は、お忙しい中、大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記のように対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 度会町の「1 か月児健康診査」について

(1) 助成できる回数と金額

健康診査名	助成対象となる受診時期	助成金額
1 か月児健康診査	原則として、 生後 27 日以降、6 週未満	上限：5,000 円 ※健診費用と比べて低い額を助成します。

※ 保険診療の場合は対象となりません。

(2) 健診内容

貴医療機関における 1 か月児健康診査

2. 健康診査の結果記入について

母子健康手帳及び健診結果票への記入について

母子健康手帳へは、結果の記入と捺印をお願いします。可能な限り健診結果票への結果の記入と、必ず受診日と医療機関名及び捺印をお願いします。

なお、支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、下記にご連絡ください。

【連絡先】 度会町役場 保健こども課 保健衛生係

度会郡度会町棚橋 1215-1 電話：0596-62-1112 FAX：0596-62-1138